

## 第 1 1 9 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 2 月 1 8 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 2 月 1 8 日 (木) 午前 9 時 5 2 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 2 月 1 8 日 (木) 午前 1 0 時 4 3 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 1 0 名 欠席 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理人 (6)	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	井上 満千夫 参事監 真田 明彦
	農地担当課長	佐藤 孝司 総務・農政担当課長 菱川 真輔
	担当課長補佐	竹田 了久 副主査 橋本 聡実
	副主査	花房 弘治

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
  - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)
  - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)

(7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 連絡事項

9 議事録署名委員の氏名

7番 串田 修

8番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第119回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は 0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。7番 串田 修 委員, 8番 今東 徳雄 委員  
をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

花房副主査 議案の訂正はありません。

議長 それでは申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。まず、出席の委員さんが関係する案件8番, 9番を審議します。事務局から説明をお願いします。

(串田委員 退室)

花房副主査 1 ページ8番, 9番は受人が同一のため同時に説明します。

増反による使用貸借権の設定です。貸借期間は令和3年3月1日から5年間です。受人は現在, 約7.6ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 8番, 9番について, 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん, ご報告願います。

岡崎推進委員 8番, 9番の2件について審議した結果, 事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（１）８番、９番の２件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等（１）の８番、９番の２件を許可と決定します。

（申田委員 入室）

議長 次に、事務局から中区の説明をお願いします。

花房副主査 １番、増反による所有権移転です。受人は現在、約３２アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積３０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

２番、増反による所有権移転です。受人は現在、約１．４ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積４０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 １番、２番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査 ３番、増反による所有権移転です。受人は現在、約６７アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積４０アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

４番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約２．６ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積４０アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

５番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、許可後農業委員会が定める下限面積２０ア

ールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約2.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約35アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、許可後農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ11番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約42アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

12番から14番は受人が同一のため同時に説明します。

増反による所有権移転です。受人は現在、約74アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

15番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約6.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

16番から18番は受人が同一のため同時に説明します。

16番は新規農による所有権移転、17番、18番は新規農による使用貸借権の設定です。貸借期間は令和3年2月20日から2年間です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。以上です。

- 議 長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。  
岡崎推進委員 3番から7番、10番から18番の14件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
- 議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
全 員 ありません。  
議 長 それでは申請等(1)は1番から7番、10番から18番の16件を許可と決定してよろしいか。  
全 員 よろしい。  
議 長 それでは申請等(1)は1番から7番、10番から18番の16件を許可と決定します。
- 議 長 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。
- 花房副主査 3ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断と判断され、転用目的は道路敷地です。受人は、砂川の改修工事に伴う現住居の立ち退きのため、収用後の残地と隣接する所有地へ農家住宅の建て替えを計画していますが、接道となる既存市道の付け替えが必要となったため、道路敷地として整備しようとするものです。1種農地ですが、集落に接続した日常生活上必要な施設であり、他に代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。
- 議 長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。  
岡崎推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
- 議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
全 員 ありません。  
議 長 それでは申請等(2)は1番の1件を許可と決定してよろしいか。  
全 員 よろしい。  
議 長 それでは申請等(2)は1番の1件を許可と決定します。
- 議 長 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。
- 花房副主査 4ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、永久転用を目的とした露天駐車場としての一時転用申請であり、転用期間は、許可日から3年間です。受人は中区长利にて自動車販売業を営む者ですが、業務拡張により、現在利用している敷地(南側既設露天駐車場)が満杯状態であり、現在のスペースでは、手狭なため、既設の露天駐車場に隣接する申請地へ賃借権を設定して、露天駐車場に一時転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問

題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

花房副主査 2番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、東区浅川の実家に家族6人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、生活環境が変わらず、両親と祖母の面倒や子育てがしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。現住居には両親と祖母が引き続き居住します。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在、赤磐市山陽町で建設業を営んでいます。事業の拡大により業務の拠点である東区瀬戸町万富の倉庫が手狭になったため、既存倉庫に近く接道のある申請地を露天資材置場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 2番、3番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(3)は1番から3番までの3件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(3)は1番から3番までの3件を許可と決定します。次に、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)、申請等(5)(利用権の設定)、申請等(6)(利用権の設定及び転貸)を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

花房副主査 今回の利用集積計画について説明します。

申請等(4)(所有権の移転)については、5ページ1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、土地所有者から財団への所有権移転です。申請等(5)(利用権の設定)については、6ページ1番の1件です。申請等(6)(利用権の設定及び

転貸)については、中区分は7ページ1番から8ページ8番までの8件、東区分は9ページ1番から10ページ8番の8件です。農地中間管理機構が貸付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。いずれも、3月1日予定の岡山市の公告により農地の貸し借りが開始します。以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案通り決定意見となっています。以上です。

議長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(4)、(5)、(6)岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。次に、申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

花房副主査 3条の3届については、11ページ1番から13ページ10番までの10件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は賃借権が1件、所有権が9件で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてなしです。各地区協議会では受理意見となっています。以上です。

議長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、1番から10番までの10件を受理と決定します。次に報告について事務局から説明をお願いします。

花房副主査 報告(1)4条届については、14ページ1番から5番の5件で、転用目的は宅地造成が1件、貸露天駐車場が1件、自己専用住宅が1件、共同住宅が1件、露天駐車場が1件で専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、15ページ1番から3番の3件で、転用目的は自己専用住宅が2件、露天駐車場が1件で専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知については、16ページ1番から18ページ15番までの15件です。解約理由は耕作目的が13件、転用目的が2件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、19ページ1番から3番の3件で、内容は資材保管用ビニールハウスが1件、農業用倉庫が2件です。

報告(5)農地改良届については、20ページ1番から6番までの6件です。内容

は普通野菜畑が5件、果樹園及び普通野菜畑が1件です。以上です。

議 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

奥田委員 4条届備考欄に記載の取止書の提出等について、説明をお願いします。

花房副主査 1番については、令和3年1月22日付で、取止書の提出があり、同日付で5条転用届出済です。また、4番、5番については、同一の内容で届出があり、令和3年1月8日付で専決しましたが、令和3年1月13日付で、取止書の提出があり、同日付で再度届出があったものです。以上です

議 長 何も無いようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議 長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時43分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員